

令和6年申告相談のご案内

令和5年分所得の確定申告は2月16日(金)から3月15日(金)まで(土日祝日は休み)となっています。今年もコロナウィルス感染リスク軽減・混雑緩和のため、又、期間内に適切な申告をしていただくために、下表のとおり、曜日ごとの申告相談日を定めましたので、お早目の申告をお願いします。

令和6年度分村県民税申告書には、住所、氏名、生年月日、配偶者等、必要事項を記入してください。

※個人で営業、請負事業等をしている方、不動産収入や株取引等で所得のある方は必ず申告をして下さい。

申告（納税）相談日程

場所：役場第3会議室

期 日	時 間	適 用
月曜日 2/19、2/26、3/4、3/11	午前9時～ 午後5時	中央地区 及び指定日に 都合のつかない方
火曜日 2/20、2/27、3/5、3/12	〃	西洞地区
水曜日 2/21、3/6	〃	東洞地区 (黒地～向黒地)
水曜日 2/28、3/13	〃	東洞地区 (萁野～小戸名)
木曜日 2/22、3/7	〃	北洞地区 (高橋～横旗)
木曜日 2/29、3/14	〃	北洞地区 (中野～池の平)
金曜日 2/16、3/1、3/8、3/15	〃	南洞地区

◎コロナウィルス感染症予防のため、マスク着用、会場入口等で手指消毒をお願いします。

◎混雑緩和を少なくするため、申告相談待ち時間状況を電話で確認していただければ、目安の来場時間をお伝えできます。(あくまでも目安であり、その時間の間に申告者が見えた場合はその方を優先しますので、お伝えした時間を予約することはできません。)

その他ご不明な点がございましたら、役場総務課までお問い合わせください。

【申告の必要のある方】

- ・地代やアルバイト、ネットビジネス等の所得が年間合計 20 万円を超える方
- ・2 箇所以上から給与をもらっている方
- ・満期保険金、個人年金を受け取った方
- ・非課税所得（遺族年金、障害者年金、失業手当、特別定額給付金など）以外に収入がなく、村内居住のご家族の方の税制上の扶養になっていない方
- ・年末調整された給与や公的年金以外に収入があった方

【申告の必要のない方】

- ・勤務先（1ヶ所のみ）での年末調整が済んでおり、それ以外の所得や控除の追加、変更のない方
- ・公的年金収入が年間 400 万円未満であり、それ以外の所得や控除の追加、変更のない方
- ・収入がなく、村内居住のご家族の方の税制上の扶養になっている方

【所得の申告相談に持参するもの】

※令和 5 年分村県民税申告書及び農業所得の方は「農業所得の計算収支計算書」

※ 印鑑（金融機関で使用している印鑑と口座番号のわかる通帳）

（給与所得者、年金受給者）

※ 源泉徴収票、年金支払額証明書等

（農業をしている人）

※ 農業所得資料（売上傳票、預金通帳 等）

※ 農業所得の収支内訳書

（営業、事業をしている人）

※ 売上、経費等収支のわかる帳簿、領収書等

※ その他控除に必要な証明書

社会保険料、生命保険、個人年金、建物共済等の支払額証明書、

身体障害者手帳、医療費等の領収書、寄付金受領証明書等

医療費控除： 本人または生計を一にする家族が、1 年間におおむね 10 万円以上の医療費を支払った時に受けられる控除です。（申告者の所得額により 10 万円以下の医療費でも控除が受けられる場合があります。）

◎控除の対象となるもの

- ・医師・歯科医師に支払った診療費、治療費
- ・治療、療養のために必要な医薬品の購入費
- ・病院、診療所、助産所などへ支払った入院費など
- ・治療のためのあんま、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- ・在宅療養等の居宅サービス、介護保険サービス費用の医療費分
- ・主治医の証明を受けた介護用おむつ費用
- ・通院のために利用した電車やバスなど公共機関の交通費

◎控除の対象とならないもの

- ・健康診断の費用（診断の結果、病気が見つかり治療に至った場合は対象となります）
- ・診断書の作成費用
- ・疾病予防、健康増進のための医薬品
- ・予防接種の費用 等